

小田原市国基準訪問型サービス（旧来の介護予防訪問介護相当）サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位		
種類	項目									
A 2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1 週当たりの標準的な回 数を定める場合	(1) 1 週に 1 回程度の場合			1,176	1月につき		
A 2	2111	訪問型独自サービス11日割		1,176単位	日割の場合	÷ 30.4日	39単位	39	1日につき	
A 2	1211	訪問型独自サービス12		(2) 1 週に 2 回程度の場合			2,349	1月につき		
A 2	2211	訪問型独自サービス12日割		2,349単位	日割の場合	÷ 30.4日	77単位	77	1日につき	
A 2	1321	訪問型独自サービス13		(3) 1 週に 2 回を超える程度の場合			3,727	1月につき		
A 2	2321	訪問型独自サービス13日割		3,727単位	日割の場合	÷ 30.4日	123単位	123	1日につき	
A 2	2411	訪問型独自サービス21	ロ 1 月当たりの回数を定め る場合	(1) 身体介護を行う場合（生活援助含む）			287単位	287		
A 2	2511	訪問型独自サービス22		(2) 生活援助のみ行う場合	(一) 所要時間20分以上45分未満の場合		179単位	179	1回につき	
A 2	2621	訪問型独自サービス23			(二) 所要時間45分以上の場合		220単位	220		
A 2	1411	訪問型独自短時間サービス		(3) 身体介護を行う場合であって所要時間 2 0 分未満の場合			163単位	163		
A 2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11		イ 1 週当たりの標準的な回数を 定める場合	(1) 1 週に 1 回程度の場合			12単位減算	-12	1月につき
A 2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割の場合	÷ 30.4日		1 単位減算	-1	1日につき
A 2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12	(2) 1 週に 2 回程度の場合				23単位減算	-23	1月につき	
A 2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割	日割の場合		÷ 30.4日		1 単位減算	-1	1日につき	
A 2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13	(3) 1 週に 2 回を超える程度の場合				37単位減算	-37	1月につき	
A 2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割	日割の場合		÷ 30.4日		1 単位減算	-1	1日につき	
A 2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21	ロ 1 月当たりの回数を定める場 合		(1) 身体介護を行う場合（生活援助含む）			3 単位減算	-3	
A 2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22			(2) 生活援助のみ行う場合	(一) 所要時間20分以上45分未満の場合		2 単位減算	-2	1回につき
A 2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23				(二) 所要時間45分以上の場合		2 単位減算	-2	
A 2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間			(3) 身体介護を行う場合であって所要時間 2 0 分未満の場合			2 単位減算	-2	
A 2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算 1	事業所と同一建物の利用者等 にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の	10%減算		1月につき	
A 2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算 2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の	15%減算			
A 2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算 3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の	12%減算			
A 2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算				所定単位数の	15%加算			
A 2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割	特別地域加算			所定単位数の	15%加算		1日につき	
A 2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数				所定単位数の	15%加算		1回につき	
A 2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の	10%加算		1月につき	
A 2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割				所定単位数の	10%加算		1日につき	
A 2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数				所定単位数の	10%加算		1回につき	
A 2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算				所定単位数の	5 %加算		1月につき	
A 2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の	5 %加算		1日につき	
A 2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算回数				所定単位数の	5 %加算		1回につき	
A 2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算			200単位加算	200			
A 2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算Ⅰ		100単位加算	100		1月につき	
A 2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2) 生活機能向上連携加算Ⅱ		200単位加算	200			
A 2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算			50単位加算	50		1回につき	
A 2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ		所定単位数の	245/1000 加算		1月につき	
A 2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ		所定単位数の	224/1000 加算			
A 2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ		所定単位数の	182/1000 加算			
A 2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4) 介護職員処遇改善加算Ⅳ		所定単位数の	145/1000 加算			
A 2	6381	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 1		(5) 介護職員処遇改善加算Ⅴ	(一) 介護職員処遇改善加算Ⅴ(1)	所定単位数の	221/1000 加算			
A 2	6382	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 2			(二) 介護職員処遇改善加算Ⅴ(2)	所定単位数の	208/1000 加算			
A 2	6383	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 3			(三) 介護職員処遇改善加算Ⅴ(3)	所定単位数の	200/1000 加算			
A 2	6384	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 4			(四) 介護職員処遇改善加算Ⅴ(4)	所定単位数の	187/1000 加算			
A 2	6385	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 5			(五) 介護職員処遇改善加算Ⅴ(5)	所定単位数の	184/1000 加算			
A 2	6386	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 6			(六) 介護職員処遇改善加算Ⅴ(6)	所定単位数の	163/1000 加算			
A 2	6387	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 7			(七) 介護職員処遇改善加算Ⅴ(7)	所定単位数の	163/1000 加算			
A 2	6388	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 8			(八) 介護職員処遇改善加算Ⅴ(8)	所定単位数の	158/1000 加算			
A 2	6389	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 9			(九) 介護職員処遇改善加算Ⅴ(9)	所定単位数の	142/1000 加算			
A 2	6390	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 1 0			(十) 介護職員処遇改善加算Ⅴ(1 0)	所定単位数の	139/1000 加算			
A 2	6391	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 1 1			(十一) 介護職員処遇改善加算Ⅴ(1 1)	所定単位数の	121/1000 加算			
A 2	6392	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 1 2			(十二) 介護職員処遇改善加算Ⅴ(1 2)	所定単位数の	118/1000 加算			
A 2	6393	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 1 3			(十三) 介護職員処遇改善加算Ⅴ(1 3)	所定単位数の	100/1000 加算			
A 2	6394	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ 1 4			(十四) 介護職員処遇改善加算Ⅴ(1 4)	所定単位数の	76/1000 加算			

※原則として、ロの単価×回数で請求。ただし、1月当たりの合計単位数がイの単位数を超える場合には、イ(1)、イ(2)又はイ(3)のいずれかを使用。

※業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。